

## 学会が行った調査データの二次利用に関する規則

### (目的)

第1条 本規則は、本医学会の管理下にある調査データ（以下、データという）を、会員が学術目的等で二次利用する際の手続き等について定めるものである。

### (データ利用の目的)

第2条 データの利用は、本医学会の調査担当委員会以外の各種委員会活動や会員が学術目的に利用することに限る。

### (利用者)

第3条 利用代表者は、会員であることを要する（又は、会員でなければならない）。

### (利用申請書)

第4条 利用を希望する者は、（別紙様式1）のデータ利用申請書を提出する。

### (誓約書)

第5条 利用代表者は、データを扱う全ての者が自署した誓約書（別紙様式2）を提出しなければならない。

### (利用許可)

第6条 業務推進担当役員は、利用申請書及び誓約書により、データ利用の許可について審議する。  
理事長は、業務推進担当役員の審議結果に基づき、理事会の議を経て、申請者に対し、データ利用の許可あるいは不許可の通知をする。

### (発表)

第7条 発表にあたっては、本医学会の行った調査データであること、ならびに、内容・結論については本医学会の見解ではなく、発表者個人の見解であることを明示する。

### (報告義務)

第8条 利用報告書（別紙様式3）並びにデータをもとにした論文等を本医学会に報告しなければならない。

### 附 則

本規則は平成15年11月15日より施行する。